特定非営利活動法人不惑俱楽部資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人不惑倶楽部の資産の管理方法を定めることを目的とする。

(固定資産の範囲)

第2条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産その他の資産 (満期までの期間が1年を超える投資有価証券等を含む。)とする。

(取得価額)

- 第3条 固定資産の取得価額は次の各号による。
 - (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
 - (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第4条 固定資産の購入に際しては、理事会の承認を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第5条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

(固定資産の管理)

第6条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び付保)

第7条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適 正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第8条 有形固定資産のうち、土地及び建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法(建物については定額法)により減価償却を実施するものとする。

以上